

1 指定居宅サービス介護給付費加算・減算適用要件等一覧（暫定版）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
平成12年2月10日 厚生省告示第19号
(注 平成18年3月14日厚生労働省告示第123号改正現在)

- 101 訪問介護費
- 102 訪問入浴介護費
- 103 訪問看護費
- 104 訪問リハビリテーション費
- 105 居宅療養管理指導費
- 106 通所介護費
- 107 通所リハビリテーション費
- 108 短期入所生活介護費
- 109 短期入所療養介護費
- 110 特定施設入居者生活介護費
- 111 福祉用具貸与費

※注1 実施加算の区分における△は、各加算にかかる適用条件が実施されることにより算定するものの、人員の配置等体制的要件も含まれるものに付してある。

※注2 各種加算・減算ごとのQ&Aは、これまで介護制度改革インフォメーション等で周知を図ってきた改訂Q&Aを簡易にまとめたものである。各Q&Aの最後に、介護制度改革インフォメーションの問いの番号を記載しているため、疑義が生じた際には必ず各自で介護制度改革インフォメーション等を確認されたい。